

くれ あさお
久禮 旦雄

法学部 准教授

博士（法学、京都大学）
日本法制史

学外における活動

- NHK・日本テレビ・京都放送の改元・譲位・即位及び即位礼・大嘗祭報道特別番組などに出演、解説を行う。

主要な研究業績

- 著書 所功編『日本年号史大事典』雄山閣、共著、2014年1月
- 論説 「神祇令・神祇官の成立—古代王権と祭祀の論理」『ヒストリア』241、2013年12月
- 論説 「賀茂斎院・伊勢斎宮の淳和天皇朝における存廃について—狩野本『類聚三代格』天長元年十二月二十九日太政官符の評価をめぐって—」『続日本紀研究』409、2014年4月

最近の研究業績

- 著書 所功他『元号—一年号から読み解く日本史』文藝春秋社、共著、2018年
- 著書 所功他『皇位継承の歴史と廣池千九郎』モラロジー研究所出版部、共著、2018年
- 著書 所功他『元号読本』創元社、共著、2019

□研究テーマ

皇位継承、日本古代の神祇祭祀の法制文化史的研究

□研究の取組み

法制史は、単なる法規定の歴史ではなく、その規定を従うべき法とする社会の分析も含んだ「法社会史」「法律生活の歴史」である。法規定の成立に際しては様々な可能性があり、その中から政治的・社会的・経済的要因により選択されたものが法となる。しかし、その社会が行き詰まりを見せたとき、そこで選択されなかった可能性が再び意味を持ってくることもある。日本古代の律令国家は、神祇祭祀を法制化する際に、中国をモデルとした理念的な神祇祭祀のあり方を選んだ。しかし、国家や社会の変容とともに、理念的な神祇祭祀はその運用において、かつて切り捨てたはずの現実に行われている神祭祀を吸収し、独自の変化を遂げていくこととなる。また、近世・近代においては、一定の理念として構築された古代社会における法体系をモデルとして、独自の国家像をつくりあげていくことになった。

それは皇位継承儀礼や元号として、今日の社会においても重要な意味を持っている。

以上のような、法が規定した理念と運用との現実の中で、いかに法を選び、構築していくかという観点から「生きた法制史」の研究を試みている。それは「法」というものを相対化し、柔軟にとらえることでよりよき市民生活を送るために必要な知識といえよう。